

群馬大学医学部附属病院表彰実施要項

平成 20. 5. 13 制 定
改 正 平成 26. 4. 1 平成 30. 4. 1
令和 2. 5. 15

(趣 旨)

第 1 群馬大学医学部附属病院長（以下「病院長」という。）が本院の教職員に対して行う表彰については、この要項の定めるところによる。

(表彰の基準)

第 2 表彰は、次の各号に掲げる者に対して行う。

- (1) 広く社会において顕著な貢献があったと認められる者
- (2) その他病院長が表彰に値する行為があったと認める者

(被表彰者の推薦)

第 3 被表彰者の推薦は、部署の長を経て、病院長に対して行うものとする。

2 推薦に当たっては、推薦理由書を添付するものとする。

(被表彰者の決定)

第 4 病院長は、第 3 の推薦があったときは、病院運営会議の議を経て被表彰者を決定する。

2 病院長は、前項のほか必要と認めるときは、病院運営会議の議を経て被表彰者を加えることができる。

(表 彰)

第 5 表彰は、病院長が被表彰者に表彰状を授与することにより行う。

2 病院長は、前項の表彰状に添えて、記念品を贈呈することができる。

(事 務)

第 6 表彰に関する事務は、総務課において処理する。

(要項の改廃)

第 7 この要項の改廃は、病院運営会議の議を経て、病院長が行う。ただし、法令等に基づく条文の整備又は所掌事務を遂行するために必要な改正、その他軽微な改正に関しては、会議への付議を省略することができる。

(雑 則)

第 8 この要項に定めるもののほか、表彰の実施に関し必要な事項は、病院長が別に定める。

附 則

この要項は、平成 20 年 5 月 13 日から施行する。

附 則

この要項は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要項は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要項は、令和 2 年 5 月 15 日から施行する。